

伊丹市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市行政手続条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）による行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の改正趣旨を踏まえ、所要の改正を行うため。

伊丹市行政手続条例の一部を改正する条例（令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市行政手続条例（平成 8 年伊丹市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条，第 13 条第 1 項及び第 2 項第 5 号並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め，同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に，「その者の氏名，同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め，同項後段を削り，同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は，不利益処分の名宛人となるべき者の氏名，第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに，公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し，又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては，当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに，当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の右に「及び第 4 項」を加え，「名あて人」を「名宛人」に改め，「と，」の右に「同項中」を加え，「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り，「，掲示を始めた」を「，当該措置を開始した」に改める。

第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の右に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 4 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項第 5 号、第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条第 1 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）、第 22 条第 3 項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）並びに第 28 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。